

子どもの村東北・育親(いくおや) 募集

子どもの村東北では、さまざまな理由で家族と暮らせなくなった子どもたちに、実の家族に代わる家庭での生活を保障し、養育するための「子どもの村」を仙台市太白区茂庭台に開村し3年目に入りました。

子どもの村東北は、「すべての子どもに愛ある家庭を」をスローガンに、世界に広がる国際NGO「SOS子どもの村」の理念を基本として運営されます。

子どもの村で子どもを養育する方を育親(いわゆる里親のこと)と言いますが、育親は専門家の支援を受けながら子どもたちを育てていきます。

子どもの村東北では、子どもたちを育ててくださる「育親」を募集しています。

【育親の条件】

- ①「SOS子どもの村」の養育理念に理解のある方
- ②ご夫婦か単身女性で、児童福祉法による養育里親に登録できる方(登録者も含む)
- ③子どもの村東北(仙台市茂庭台)に建てられている「家族の家」に住んで、長期にわたって子どもを養育できる方

【育親になるまで】

- ①書類選考の上、面接による一次選考があります。
- ②SOS子どもの村 JAPAN(福岡市)での実習等による二次選考があります。
- ③二次選考による内定後、子どもの村東北が行う研修を受け、「SOS子どもの村」の基本を理解していただきます。
- ④養育里親登録をしていない方は、仙台市が行う養育里親になるための研修を受講し、仙台市による養育里親登録が必要となります。

【育親になると】

- ①子どもの村東北と確認書を交わします。
- ②子どもの村東北から、家が無償貸与され、児童相談所から委託された子どもを、その家で育てていきます。
- ③子どもの養育に必要な生活費と里親手当(里親制度による公費)の他に、子どもの村東北から、育親に対して生活支援費が支給されます(生活支援費は、子どもの村東北の規定によります)。
- ④村長やセンタースタッフ、育親アシスタントが、日々の生活をサポートします。
- ⑤必要に応じて、医師や臨床心理士などの専門家のサポートを受けられます。

【応募方法】

法人事務局へメールまたは電話で連絡の上、履歴書、応募動機(A4 1200字程度)をご提出ください。

*選考後、履歴書、応募動機書類はお返ししませんので、ご了承ください。

【募集期間】 2017年3月21日～3月31日締切(必着)



【法人事務局】〒980-0021 仙台市青葉区中央 2-7-30 角川ビル 402号

TEL: 022-748-6936 FAX: 022-748-6931

E-mail: info@cvtohoku.org

担当理事: 岩城 法人事務局担当: 長谷川・橋浦